

平成27年度 第2回長野県障がい者施策推進協議会

【日 時】平成28年2月18日（木）10時00分から12時00分まで

【場 所】長野県庁本館棟 特別会議室

【出席委員】（11名）

大堀尚美委員	小池邦子委員	佐藤正雄委員	新保文彦委員
高橋由香委員	竹内武委員	塚田なおみ委員	東條知子委員
本木恵美子委員	綿貫昭二委員	綿貫好子委員	

1 開 会

○樋口障がい福祉幹 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。本日は、皆様には大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めております県障がい者支援課の樋口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、小林透健康福祉部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○小林健康福祉部長 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、年度末をそろそろ迎えてまいりまして、お忙しい中、障がい者施策推進協議会ということでお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。この協議会につきましては、佐藤会長さんをはじめといたしまして、私どもの施策の推進に当たって皆さんのお考えをお聞きする最も重要な場面であると考えておるところでございますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

また、昨日、長野県議会の2月定例会が開催をいたしました。これの中で条例案の提出をさせていただいておりますが、それを含めて、私からは4点ばかりお話をさせていただきます。

1つは、これは今回の定例会というよりも、前の11月の定例会におきまして、福祉のまちづくり条例の一部改正ということでやらせていただきました。これにつきましては、この後、資料がございまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。とりわけ、平成18年施行のバリアフリー法、これ以来、皆様からご意見等を賜って改正を進めてきたわけですが、この間、時間がかかったということに関しましては非常に申し訳なく思っています。改正ということでございますが、大きな点は、やはりバリアフリー法に定められた基準ですが、適合の義務づけ、これに県独自で上乗せをしたということが

非常に大きなものでありまして、ベビーベッド、あるいは大人用の介護ベッド等の設置、これは一定規模以上です。そうしたところをやらせていただきました。また、いわゆるその法の基準の適用、義務づけのその施設について、2,000㎡を1,000㎡に引き下げるといような形で拡大を県として進めてまいると。あとは、そうした取組とともに、障がいのある皆様の利用される駐車スペース等の適正利用を図る信州パーキング・パーミット制度を本格的にスタートさせるのは、4月と考えてございますが、これに向けて、今、準備を進めさせていただいているところでございます。

こうしたものにつきましても、幅広く多くの皆様、あるいは多くの駐車場でそうしたスペースを持っていただいて多くの皆様にそれを利用していただくというところへ向けて、是非、皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

2つ目は、先ほど申し上げました本定例会に、手話言語条例案を提出させていただきました。これにつきましても、これに至るまでそれぞれの団体の皆様、あるいは県民の皆様からの意見募集というところでお考えを賜りまして、本当にありがとうございます。

全国的にはまだ3県という中で、手話言語条例ということで、手話を県民の皆さんに幅広くご理解を、いわゆる親しみを持っていただくことでありますが、やはり何といたしても、障がいのある方もない方もお互いに尊重する、そういう共生社会の実現が一つの大きなポイントだろうと思っております。これは手話のみならず、情報コミュニケーション、やはりアクセスといいますか、そういう提供を受けたりですとか、提供する、そうしたものがより幅広く、手話のみならず、よりやりやすくなるようなところも求めていきたいということで、研究会も立ち上げさせていただいております。この手話言語条例にあわせて、そうした施策の充実に向けて、本年4月以降の来年度にあわせて、引き続き尽力してまいりたいと思っております。

また、障害者権利条約の批准とともに、この4月には障害者差別解消法が施行されるという段階まで、批准の後、進んでくることができました。私どもといたしましては、職員対応要領をこの1月に制定させていただきました。今、市町村もそうですし、県の職員に研修という形で、周知徹底を図っておるところでございます。私ども、こうしたことをしっかり胸に刻みながら対応してまいりたいと思っておりますので、是非皆様のお考えをお寄せいただければと思っております。

それとともに、今回の定例会の中では予算を提出させていただいておりますが、予算の関連でいいますと、やはり一つには農福連携、特に障がいのある皆様の農業への取組というのは、この2年、私どもは非常に力を入れてやっております。施設事業者の皆様のものでしたものの取組が進んできているなどと思っておりますが、この辺のところをさらに進めてまいりたい。

それとともに、私どもそれに先駆けて地域生活移行などにも取り組んでまいりましたが、就労だけではなく、やはり文化芸術、スポーツ、そうした日中活動全般にわたってそれを充実してまいりたいということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック

に向けて、文化芸術の部分、スポーツの部分への取組も今回の事業の中に盛り込みましたし、あるいは先般、スポーツの関係は、幅広い皆さんにお集まりいただいて、これもまた後で若干ご説明させていただきたいと思います。やはり機運を盛り上げて取組を強化していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、いろいろ幅広く盛りだくさんになってしまつて恐縮ですが、そうしたもろもろ、是非今日、皆様のお考えをお寄せいただきまして、今後ともこの施策のさらなる充実、展開に向けて、一緒にお取組をいただくようお願ひを申し上げまして、整ひませんが、私からのあいさつとさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○樋口障がい福祉幹 小林部長につきましては、ここで、所用によりまして退席をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日のご出席いただいております委員さんでございますけれども、原田委員さん、山口委員さん、宮下委員さん、田辺委員さんにつきましては、ご都合によりまして欠席というご連絡をいただいておりますので、委員15名中11名の委員さんにご出席をいただいているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、協議会の幹事でございますけれども、本日、お席にお配りをいたしました委員名簿裏面に幹事名簿をつけてございますので、ご確認をいただきたいと思ひます。なお、座席の順につきましてもこの資料等でございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、あらかじめお送りいたしました会議資料のご確認をお願ひしたいと思ひます。あらかじめお送りしました資料につきましては、会議次第と資料1から資料11ということでございます。

なお、本日、ここで資料の差し替えと追加等をお願ひしたいと思ひます。差し替えの資料につきましては、資料2と資料11ということでございます。資料2につきましては両面カラー刷りの印刷となっております。それから資料11につきましては片面白黒の印刷物の資料でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから追加資料でございますけれども、事務局からの追加資料で2つございます。追加資料1ということで、「手話言語条例（案）」というものの資料と、それから追加資料2でございまして、「長野県障がい者スポーツ推進会議の開催について」という資料でございます。それから高橋委員さんと、それから大堀委員さんから、本日追加の資料ということでいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、足りない資料がございましたら事務局のほうまでお知らせをいただきたいと思ひます。

次に、本日の会議でございますが、本日の会議は公開で行うということでございますので、よろしくお願ひいたします。あわせまして、後日、県のホームページ上で議事録及び会議資料の公表をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議でございますが、2時間を予定しておりますので、終了時間、おおむね正午までをめどにさせていただきますので、ご協力のほうをよろしくお願ひい

たします。

それでは、会議事項の進行につきましては、佐藤会長さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願いします。

3 会議事項

(1) 福祉のまちづくり条例の一部改正について

○佐藤会長 皆さん、おはようございます。しばらくぶりに長野へ来たら、県庁にコートを着ないで歩いていましたら非常に寒かった。長野はもう少し暖かいのかなと思いましたが、やはり冬でしたね。その道すがら、今日の議題が福祉のまちづくりということなので、いろいろなところを見ながら歩いてきました。

長野へ来たら、ここに来るまでの間でも、やはりここは車いすにはやさしくないなというところが目につきましたが、こんなところは早く、車いすにとってもやさしい街になればいいなと、こんなことを思いながら震えながら来ましたが、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議事項、意見交換に入らせていただきます。最初に(1)の福祉のまちづくり条例の一部改正についてであります。地域福祉課から説明していただきますが、ご質問、ご意見等をその次にいただきたいと、こんなふうに思います。

それでは地域福祉課、説明をお願いいたします。

○田村企画幹 資料1・2の資料説明

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいま条例改正の中身、さらには支援制度のスタートということでご説明をちょうだいしました。

これから委員さんからご質問、ご意見等をちょうだいするわけですが、発言なされる方、申し訳ございませんが、挙手でお知らせをいただきましたら私のほうでご指名申し上げます。その後、お名前を述べられてからご発言いただくようお願いをいたしたいと思います。

それでは、本件に関しましてご質問、あるいはご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

○本木委員 長野県聴覚障害者協会の本木と申します。妊産婦さんに関するところで、意見を言わせていただきたいと思います。

これについては、今のパンフレットのグリーンの表示ですね、利用証というものが、できれば2年間と5年間ということで、色をむしろ変えたほうがいいのではないのでしょうか。やっぱりその2年間の方は終了したら返還をしなければいけないということだと思うので、もしできれば、色を変えて、その方は2年間だなというような何か色をつけ

て変えていただいたほうがいいのかということ、今、チラッと思いました。

○佐藤会長 なるほど。ただいまの色を変えるということに関して、事務局の見解はどうでしょう。

○田村企画幹 車いすを使用しない障がい者、要介護の方とか、歩行に介助が必要な方向けの緑色の利用証のほうは、実は幾つか有効期間が分かれています。ということでいくと、青色もそうですけれども、あくまで青と緑は車いすを使用されているか、されていないかで、例えば青の中でも、身体障がいに該当して5年という有効期間の方もいらっしゃいますし、要介護認定を受けて常時車いすを使っているという方もいますので、青でも2年という有効期間の方もいらっしゃいます。

そこで、今、ご意見をいただいている緑の中でも、例えば妊産婦さんは緑ですし、あと、一時的な怪我で半年間というような方もおりますので、有効期間は幾つかあります。したがって、利用証には、下のところに有効期限というものを外から見えるようにしてありますので、万が一、あまりにも有効期限を過ぎて堂々と使って、ほかの人がとめられない、迷惑だという場合には、その番号と有効期限をお知らせいただくと、県からその方に適正利用を求めたり、返還を求めたりという対応もとっていただけるように、有効期限を外から見えるようにしてございますので、ご理解をいただければと思います。

○佐藤会長 という見解ですが、本木さんよろしいですか。

○本木委員 なるほど、わかりました。結構でございます。

○佐藤会長 ほかにはいかがでしょう。では、小池委員さん。

○小池委員 小池と申します。よろしく申し上げます。質問です。私は障がい者の方たちが活動される事業所の管理者をしておりますが、事業所に何台か車いす対応の車を所持しております。その場合には、やはり車いすの駐車場を活用させていただきたいのですが、全て台数一つ一つを申請しなければいけないのか、事業所に何台かあるのですが、仮に2台ぐらいの分だけにして、それをほかの車に活用させていただくという、そういうことはしてもよろしいのか、そこら辺のところを教えていただきたいと思っております。

○佐藤会長 いかがでしょう。

○田村企画幹 このパーキング・パーミット制度、もともと制度の導入というのは、車いす用の区画に本当にそれを使える人かどうか分からない車がとまっていて必要な人が使えない。車いす用とされておりますけれども、運用上は車いす使用者に限らず、そのほかの障がい等、あと妊産婦さんなどもそうですけれども、歩行困難な人が使える区画ではあるのですが、車いすという表示の中でその車両が本当に使える人かどうか分からない、本当に適正に使っているのかどうかということからこのような制度が導入されてきておりますので、第一に考えているのは自家用車の利用であります。

この制度は、車に対して利用証を出すという制度ではありませんので、あくまで歩行困難な方本人に利用証を出します。ですから、年齢の区別はありませんし、運転免許証の有無というのも要件にしてございません。施設などでも、その車両で該当の方が乗ら

れているということがわかるものには、こういう利用証はなくても何らトラブルはないだろうと思っております。ただ、いろいろな支援施設の社会生活の訓練支援の中で、現状自家用車を使われるケースもあるということも聞いておりますので、その辺は考えていかなければいけないと思っております。

原則的には障がい当事者から申請をいただきたいと。ただちょっと例外も、やはり個別には相談といいますか、必要なケースをお受けした上で施設に対する交付ということも考えてはいきたいと思っておりますので、ご相談をいただきたいと思っております。

○佐藤会長 では、その点で。

○小池委員 車いすどうのこの、マークのついているのは、はたから見てもおわかりいただけるのですが。例えば、普通乗用タイプのものでそういうマークがついていないものもあります。そのときに、車いす利用者を、車いすはたたんで後ろに乗せ、助手席に乗せて移動するというようなことも十分考えられますが、その場合には、今のお話からすると、本人でないということからすると、事業所としては申請は不可ということなのでしょうか。

そうなるといういろいろ、販売等に出かけたり、公共の施設等へ見学等に出かけたりという場合には、そういう駐車スペースは使えないということになるのですか。

○田村企画幹 乗られている方に利用証が交付されていれば、その利用証を使って・・・

○小池委員 いえ、それはもともとが車を運転される、自家用車を持たれている車いす利用者はうちの施設には全くおりません。皆さん親御さんなり、それからもう全くそういうものがないという方です。

○田村企画幹 利用証は、運転免許がなくても、申請いただいて交付はできますので、その乗られる方、申請いただいた乗られる方に交付させていただく利用証を使っていたく。

○小池委員 ご本人は運転免許証がない。もちろん車は持っていないなくても、活動の中で事業所の車を使って移動することが想定される場合には、ご本人がそういう理由をつけて申請をするということによろしいですか。

○田村企画幹 ご本人がこちらの交付基準に該当される場合には、申請書をいただければ、この基準だけで本人宛に利用証を交付いたします。

○小池委員 また具体的になりましたら教えていただければと思います。すみません、長くなりまして。

○佐藤会長 利用者が車を所有していなくても、あるいは免許証がなくても、その資格に該当すれば利用できるということのようですが。

さて、ここで、前もって高橋委員さんからこの議題についてのご意見をちょうだいしておりますので、高橋委員さんの資料を出していただきたいと思っております。

福祉のまちづくり条例の一部改正について、それからパーキング・パーミットについて、ご意見をちょうだいしております。この中身を皆さんにご覧いただきながら、まず

そのエレベーターに対する考え方等につきまして、県の見解をお聞かせいただければと思います。ではお願いします。

- 田村企画幹 ありがとうございます。このエレベーター、ご覧いただいたイラストで、この車いすに座っていらっしゃる方の向きが、鏡が必要な状況でない向きで書かれていることと、あと、書かれています鏡のサイズが小さいことで疑問を持たれたと思います。

エレベーターの中で鏡が必要となる場面というのが、ご意見で触れられておりますように、エレベーター内で車いすの向きを変えられずに、進入したままの状態バックで出ていかなければならないというような状況のときに、扉の開け閉めの状況ですとか、ほかの人との間隔なども確認しながら後退できるように、鏡の設置というのを整備基準に追加したものであります。

ちょっとイラストがそういう感じでなくて申し訳なかったのですが、実際に、これからこの整備基準の整備をしていく際には、建物を設計する建築者向けに、現在、設計マニュアルというのを作成しております。この中で、図解で、鏡の大きさ、エレベーターのいろいろな寸法なども示していくのですが、鏡の大きさは、車いす使用者から見て扉全体が写る大きさとするように、寸法入りの図で解説をこのマニュアルの中で行って、またこのマニュアルの説明会というの、4月以降、建築サイドのほうで決定しているんですけども、そういった説明の中でも十分周知しながら、安全が十分に確認できるものを整備できるようにしてまいります。

- 佐藤会長 では、その次のカラーコーン、確かに見受けられますよね。設置者側は、健全者がとめないようにという配慮を多分しているのだと思うのですが、カラーコーンが置かれたりしているような場合に、チラシにそういうことがないようにするような記載があるかという質問ですが、どうでしょう。

- 田村企画幹 確かに、私も、この駐車区画の入り口ですとか真ん中にカラーコーンを置いているケースをつい最近も見かけております。

きっと一般車の駐車に必要な人がとめられないということもあって、必要な人が駐車するとわかっているときだけカラーコーンを移動するという運用を、駐車場のほうではしているのだと思いますし、駐車場の中に誘導員がカラーコーンを移動するというようなケースもあるのではないかと考えております。

現在、各施設に協力依頼をしております、説明会を開催したりしているのですが、協力いただく施設、駐車区画を確保した施設に対しましては、駐車区画の整備の仕方を記載した手引きというものを用意してお渡ししています。その中で、案内区画の表示の方法としまして、県が、ステッカー式の案内表示を印刷して配布するのですが、案内表示の方法として、カラーコーンはその駐車邪魔にならないような位置に置くように図で示してお願いをしております。

また、具体的なこの駐車区画の管理方法として、対応方法なども記載していますが、利用証のない車が駐車している場合には、県が、その制度の案内、注意文書を用意しま

して、それを各施設の関係者に、利用証がなくとめている車のワイパーに挟み込んで注意をしてもらう。必要な方は申請をいただく、必要でない方は必要な方がとめられるよう配慮してもらうということ、県のほうで周知文書をご用意して、それを挟んでもらうことによって、普及を図ってまいりたいと思っております。

施設管理者の皆さんに対して、そういった管理上の注意などを記載した手引きを用意して、手引きに沿って適切に管理していただくようお願いしてまいりたいという予定でおりますので、ご理解をお願いいたします。

- 佐藤会長 ありがとうございます。健常者のモラルに戻る部分も多々ある内容と質問でございましたが、まだほかに質問がある方につきましては、もし最後に時間が余ったところでご発言をちょうだいするというところで、次の議題に移らせていただきます。

(2) 手話言語条例案について

- 佐藤会長 それでは(2)手話言語条例案についてでございます。これは障がい者支援課から説明をお願いいたします。

- 湯浅課長補佐兼在宅支援係長 資料3・追加資料1の説明

- 佐藤会長 ただいまご説明をちょうだいした中身へのご意見、ご質問をちょうだいしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

特にないということでございますので、それでは、この中身に沿って採択願いたいと、こんなふうに思います。

(3) 障害者差別解消法の施行に向けた取組について

- 佐藤会長 それでは次の(3)に移らせていただきますが、障害者差別解消法の施行に向けた取組についてということで、これはそれぞれの担当する課からご説明をちょうだいするというところでございますので、全ての説明があった後にご意見等をちょうだいしたいと、こんなふうに思います。

それでは障がい者支援課から、説明のほうをお願いいたします。

- 増尾課長補佐兼社会生活係長 資料4・5・6の説明

- 渡邊指導主事 資料7・資料8の説明

- 長野県労働局(綿貫委員) 資料9の説明

- 佐藤会長 ありがとうございます。ここでご質問、ご意見等ちょうだいしたいと思います

います。

まず最初に、高橋委員さんから、この障がい理由とする差別を解消するための質問、ご意見がありますが、高橋委員さんの了解を得まして、私のほうで要約いたします。

配慮のチェックリスト、その19ページの障がいのある人への配慮のチェックリストで、配慮される側もチェックリストが作成されたらもっと効果的になるのではないかと、こういうご意見でございます。このチェックリストは、あくまでも配慮される側ではなくて、配慮する側のチェックリストだと、確かにそのとおりですが、これについてはいかがでしょう。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 障がい者支援課の社会生活係長の増尾です。私のほうからお答えをいたします。

高橋委員さんのお話、このペーパーにございますとおり、配慮をされることに嫌悪感を抱く人というのは、確かにいるのかなと思います。合理的配慮というものは確かに押しつけになってはいけないと思います。よかれと思ってしたけれども、余計なお世話になってしまったということは、日常生活でも普通にあり得ることだと思います。

合理的配慮というものは、先ほど綿貫委員さんからもお話がございましたように、非常に個別性というものが高いもので、障がいのある一人一人が求める合理的配慮というものが違うということ、まず念頭に置く必要があると考えました。そのことについては、職員研修につかまして理解が進むようにそういったお話も取り入れていきたいと考えております。

このご意見をいただきまして、今後、この事例が積み重なっていく中で、配慮される側の思いというものをくみ取るといったことも必要なのかなと、そんなふうに読ませていただきました。そういった部分も取り入れた、もう一步踏み込んだチェックリストというものもできることがあるのではないかと思います。今すぐこれをというふうにはなかなか難しいのですが、貴重なご意見をいただきましたので、次回の改正時の検討材料ということでぜひ検討させていただければと思います。どうもありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

その裏面にもご質問がございますが、雇用の関係で、これを見ますと3点、質問を寄せられているようですが、雇用分野で障がい者差別を禁止とありますがということで、障がい者採用に応募した場合は、まず最初の質問ですが、禁止される差別に該当しないということになるのでしょうかと、こういうご質問です。これ、綿貫委員さんでよろしいですか。

○綿貫委員 ありがとうございます。障がい者の専用求人ですね。いわゆる障がい者の方を採用しますという求人があるのですが、そういったものについては差別に当たりますかと、そういうご質問だと思いますけれども、結論的にいいますと、差別にはならないということになっております。

障がい者の方を対象とする求人については、障がい者の方を優位に扱うということに

当たりますので、差別にならないという形になります。積極的差別の是正措置という、難しい言葉ですけれども、障がい者の方のために積極的にいろいろなことをやっていると、そういった文章の求人でありますから問題はないということになります。ただ、その採用した後に、例えば昇格であるとか、仕事であるとか、そういった部分で差が出てくるとするならば、それは差別に当たりますよという解釈になります。

いろいろな質問が出てきます。今まで厚生労働省のほうでまとめましたQ&Aというものがあるのですが、厚生労働省のホームページでまとめをしています。全国のハローワークでまとめました、そういった案件ですけれども、それをまとめてあります。どなたでも見ていただける形になっておりますので、ご利用いただければと思います。以上です。

○佐藤会長 あと2点ありますが、まず、昇給、昇格の待遇がないところが多いと。それで質問なのですが、能力を正當に評価されたいと思う障がいのある人が新卒採用、または中途採用で採用試験を受けたほうが良いということになるのかと、こういう質問ですが、これについてはどうでしょうか。

○綿貫委員 この4月からは、どの採用も、試験を受けたとしても障がいのあるという理由で差別をしてはいけませんと、一番の項目で出てきますので、どの採用試験を受けたとしても問題ないとなっております。

もっと、一つ言うと、障がい者の求人が出ています。ですけれども、私は障がい者採用の求人ではなくて一般採用、新卒採用、中途採用の試験で入りたいですということになれば、それは合理的配慮の中で、その試験をする上で何らかの措置をするということですね。例えば点字で問題をつくるであるとか、そういった採用をしていただくと。採用した後は昇格とか、そういったものでは差別をしないでくださいというのがあるわけです。

○佐藤会長 ありがとうございます。よろしいですか。

あともう1点、障がいや病気のある人向けのキャリアサポート・キャリアアップセミナーのようなものを開催していただけないかということですね。

キャリアアップセミナーとかは、これ地域福祉課、田村企画幹どうでしょう、この件に関して、人材確保については地域福祉課の担当でよろしいですか。

○田村企画幹 すみません、私どもの担当は福祉人材の育成ということで、社会福祉士、介護福祉士の養成というような観点でありますので・・・

○高池課長補佐兼雇用対策係長 すみません、では私のほうから。労働雇用課の雇用対策係の高池と申します。

私どもの課では、障がい者雇用の促進という意味で、事業者向けのセミナーということ今年から取り組んでいるところでございます。それだけでなく、障がいのある方で、働きたい、求職をされている方に向けたキャリアアップセミナー、そういったものをというご意見でございまして、ちょっと私ども現時点ではまだやっていないところで

ございますので、よく研究させていただきたいと思っております。例えば、今、民間でこういった障がい者の方を対象としたキャリアサポートセミナーみたいなところをやっているところもございますので、そういったものを研究しながら、県としてできることを研究したいと思っております。

それから、一般的な、その求職者に対するセミナーというのはもちろんやっているところでございますけれども、こういった障がいのある方とか難病の方、そういった方を対象にすると、それぞれいろいろなご事情とか特性がございますので、それぞれに配慮した形というのはなかなかちょっと難しい部分もあるかなと考えております。

そういった個別の、その就職に向けた支援という意味では、県内10の地方事務所に障がい者雇用の促進のためのスタッフを置きまして、支援をしているところでございます。そこでは就職に向けた事前の相談から、その方に合った求人の開拓、それから就職後のサポート、そういったところも行っておりますので、そういった個別の対応というのは県でもさせていただいておりますし、また、ここら辺は労働局さんでも詳しいかとは思いますが、国の関係の独立行政法人が設置している長野障害者職業センターというのがございまして、ここで障害者職業カウンセラーという方がいて、それぞれ就職を目指す障がいのある方への相談ですとか、就職前の支援、こういったものにも個別に対応しておりますので、そういったこともここでご紹介をさせていただきたいと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。高橋委員さん、私のほうで質問を申し上げましたが、このような中身でよかったですか。

○高橋委員 はい。

○佐藤会長 そうですか、では。

○綿貫委員（長野県労働局） それと、ここでありますハローワーク、職業安定所のほうでは、毎年6月1日で、障がい者の方を何人雇用していただけますかという調査をさせていただいているのですが、その雇用をされていない、雇用率になるのですが、それに達していない企業を集めて、こういった障がいのある方だとか、難病の方を採用するには、雇用していただくにはこんなふうにしてくださいというセミナーを行っております。そのとき、先ほど高池補佐のほうからありましたが、障害者就労センターのカウンセラーに、個別の相談に対応していただいております、以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。ご意見、質問等につきましてもう一つ議題がございますので、それが終わった後、時間があれば意見交換のところでご質問をちょうだいするというので、次に移らせていただきます。

（４）その他報告事項

○佐藤会長 （４）のその他報告事項についてということですが、障がい者支援課から説明を願います。

○湯浅課長補佐兼在宅支援係長 資料10の説明

○増尾課長補佐兼社会生活係長 資料11の説明

○内山企画幹 追加資料2の説明

○佐藤会長 ありがとうございます。今までなかったそれぞれの団体が一堂に会しての推進会議ということで、大変すばらしいことだなと、感銘を受けました。

さらには、虐待防止法に基づく対応状況の資料を拝見して、長野県にはそんなにないのだろうなと思っていただけども、あるんですね。まあ虐待とは違うけれども、この2日、3日前には、痛ましい事件があったようですけれども、世の中、日本中を見れば、2階や3階から老人を落っことしてしまうという、そんな痛ましいことが起きているようですが、本当に長野県ではないことを祈っていたのですが、残念です。

さて、この今の説明に対しての質問はございますか。

○小池委員 お願いします、小池です。2点、お願いしたいと思います。1点は障がい者支援課の差別解消法の施行に向けた県の取組についての、資料4のところでもちょっとお聞きしたいのですが。

私が、今関係している団体で、3年になるのですが、優先調達推進法という法律が施行されて3年目を、この4月に迎えようとしているのですけれども。長野県には市町村が77市町村あると、いまだに厚生労働省から発表される調達方針すら、100%になっていないという現実がございます。

そういうことで、差別解消法のこと、いろいろ研修をされたり、県の職員を集めていろいろと一般向けとか、周知をしていくというふうに、この資料4には書かれておりますが、できましたら100%きちんと、法律が施行された以降実施できる、そんな体制を整えていただきたいというお願いです。

やったからこれでいいじゃなくて、やっぱり随時いろいろ、できていないところには声をかけるとか、手を入れるとか、そんなふうにして、全国のそういういろいろな数字等を見せていただくにつけても、いつになったら100%に長野はなるのかなということでもとても気になる数字ですので、差別解消法の部分については、ぜひ徹底していただきたいかなと思います。

それから、もう1点は、特別支援教育課にお願いをしたいことですが、先ほどの資料8の説明にありましたが、特別な配慮がないと他の子どもたちと同じように学ぶことが難しい子どもということで、結局は発達障がい、具体的に言うと注意欠損・多動性障害というような名前をつけられた児童・生徒がいた場合に、その合理的配慮というものをはき違えてしまっているような事例というのがあるような気がするんです。

何か区別していくという、そんなことで、資料8の中、開いたところに右下に、まとめというところでとてもいいことが書かれております。本人・保護者と合意形成を図っ

た合理的配慮という、こんな部分、ただ紙面上だけでなく、実際の現場でも事例検討等もされていくというご発表もございましたので、実際の場でもきちんとそのようにやっていかれるように配慮をお願いしたいかなと、そんなふうに思います。以上です。

- 佐藤会長 ありがとうございます。小池委員さんから本当に切実な要望が、今、発言なされましたが、どうか障がい者支援課で、その辺も踏まえた中でぜひご検討をいただければと、こんなことをお願いしまして、時間もそろそろでございますが。

意見交換の中で、事前に大堀委員さんからの資料が手もとにございます。意見交換ということで、この中身について大堀委員さんからご発言をお願いします。

- 大堀委員 ありがとうございます。私はNPO法人ポプラの会長野県ピアサポートネットワークの大堀尚美、精神障がいの当事者会です。

今日は4点の意見を述べさせていただきます。

まず、障害者総合支援法の見直しについてということで、今年度、障害者総合支援法が見直しとなります。現在の経過措置というものが平成30年3月31日までとされておりますけれども、その後、それらのサービスが今までどおり受けられないのではないかと不安が当事者の中で広がっております。

居宅介護サービスや重度訪問介護などもそうですが、65歳から介護保険に統合されると自己負担が2割になって、また障がいの種別の特性にかかわらず介護保険のほうにあわせられていくという点では、特に今の生活の質を維持する為の色々なサービスや支援が受けられないのではないかと強い不安があります。

そういった切迫した問題ですので、ぜひ国・県のほうでも、国のほうに障がい者の生活の質、または健康、命の問題でもあるので、ぜひそういった基準、水準を保つよう応能負担ということで、応益負担ではなく応能負担、障がいの特性や生活のしづらさによってその人のサービスが決められるように、県のほうでもぜひ支援していただきたいと思っております。

それから2番、福祉医療費についてです。これは子ども・障がい者の窓口負担無料化を実現していただきたいという願いです。全国で、子どもの場合は37都道府県、障がい者の場合は30都道府県で医療費の窓口無料化が行われております。子どもについてはまたさらに広がりを見せているという情勢です。障がいのある人たちは置き去りにされてしまうのではないかと強い危機感があります。

また、財政的な問題で、国も市町村も窓口無料化を決断する際に大きな壁になっているのが国のペナルティというものでした。こういったものも、実際は国のペナルティに関しては春には答えを出すというふうに、いろいろな委員会や、国でも、全国市長会でもこういったナショナルミニマム、最低限度の生活保護として国に向かって全国一律の無料化を求めています。

私どもも障がい者団体として、ずっとこの問題とかがわってきました。2013年には7万人の署名を集めたり、また、一昨年には県に請願を出しましたが、健康福祉委

員会では議論がされないということで終了されてしまいました。こちら、長野県の阿部知事さんも国の制度として実行することに問題ないとおっしゃっております。ですので、私どももぜひ窓口無料化を実施していただきたいと思っています。

私の例で、個人的な例で申し訳ないのですが、私も障がいがあり、ひと月、多いときには、1人で16,364円の医療費がかかります。これは精神科医療、通院医療とは別です。ですので、年金の約3分の1近くの医療費を窓口で支払わなければいけなくて、2カ月後に自動給付になったとしても、実際の負担感というのは非常に大きいです。ですので、こういった医療を受けることに対しても、障がいとか病気というのは個人の責任ではないので、第二の社会保障としてこの負担の軽減にぜひお願いしたいと思っております。

2番、精神障がい者の福祉医療についてです。精神障がい者の福祉医療については、ほかの障がいの方と、障がいの程度にあわせて福祉医療の対象としていただきたいと要望いたします。その下の表が添付資料参照の資料ですけれども、この資料は精神保健福祉法詳解となっております。こちらで見ていただきますと、身体障害者手帳1級、2級の方は入院・通院がされる。また療育手帳の方は最重度、重度、中度の方は入院・通院まで福祉医療として、それから精神保健福祉手帳の方は1級のみ通院で、2級は自立支援医療の精神通院医療のみということになっています。精神障がい者だけ、1級も入院はなく、2級も自立支援医療費のみで、福祉医療の対象となっております。

ですので、非常に県のほうの比重がちょっと厳しいかなという感じがします。長野市と松本市とか、さまざまな市町村ではもう既に2級まで福祉医療の対象になっております。県が2分の1負担なので、ぜひ県のほうも精神保健福祉手帳2級まで福祉医療の対象としていただきたく、できれば入院までみていただければと思います。

精神科病院に入院されている方で、非常に長期入院ということが今、問題になっておりますが、実際は今、長期の方と短期の方と分かれております。今、受診される方は一応、入院される方は3カ月ぐらいで退院される方が多く、また長期になってしまった方は長期になってしまうという傾向がありますので、そういったことも考慮していただいて、ぜひ早期に治療に結びつくために、短い期間で地域に戻っていくというこの面でも、入院のほうの支援をお願いできればと思っております。

3番目に精神障がい者の就労についてですが、先ほどから差別解消法のこと、雇用のこと、非常に障がい者の立場になっていただいて非常に感謝しております。今までは精神障がいと書いただけで、履歴書をご覧なただけで面接もしてもらえないということがありました。そういったことは、私どもも障がいを持っている以上にそういった差別を受けることも非常に苦痛でしたが、これらが解消されることは非常に感謝しております。また精神障がい当事者というのは、そういった就労に関する助成金等の支援策について知らないことが多いので、そういったことも、私どももいろいろな支援制度があるということを広めていきたいと思っております。

4番です。精神科病棟居住系施設転換問題です。これに関しては、長野県で大変ご尽

力、ご理解いただきました。平成14年からこの試行事業に関しては、国の制度が試行した際に、県議会で全会一致で採択してくださり、また国へも地域移行を推進する施策を、意見書を全国に先駆けて長野県が全国で一番最初に行ってくださいました。長野市でも試行事業の条例を見送っております。

こういった点では、昨年、試行事業の実施がゼロということでは、来年度の予算も3,000万円と伺っております。全国で事業を実施するにも1カ所か2カ所ということになっており、実質的には実施されないということでは、やはりこういった当事者を中心とした活動の成果だと思っています。今後も地域移行の推進に対する要望に対して、私どもも行動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この4点に関して、県として今後どうされるかということ、短い時間でもいいですのでお聞かせ願いたいと思います。

- 佐藤会長 4点、ご意見をちょうだいをしました。応能負担とか応益負担のことから無料化の問題、大変中身が濃い、しかも現場、実践の中でのことなので、これに関しましては、また障がい者支援課でもこれらを精査した中で、しっかりしたご検討をちょうだいできればなど、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

あと、もう1点、事務局からの発言があると聞いていますが、ありますか。次回の会議予定ですか。

- 増尾課長補佐兼社会生活係長 すみません、発言というものではないのですが、次回のこの協議会はいつかということですので、会議が終わった後の話ですが、よろしいでしょうか。皆様のご意見等は。

- 佐藤会長 今日、事務局のほうで12時までというお時間をちょうだいしてこの会議をやって、もう12時、これで5分過ぎましたので、これ以上の討論の時間がないと判断したのですけれども。

それでも、どうしてもこれだけは言っておきたいということが、委員さんの中でありましたら、お一人、では東條委員さん。東條委員さんだけ。

- 東條委員 東條です。すみません、どうしてもということで、どうかわからなかったのですが、手話言語の関係のところなんですけれども。

私、精神科の病院に回っているときに、入院患者さんの中にろうの方がいらっしゃるのですが、病棟での先生との診察の場面で手話を使っていない方が結構いらっしゃって、そのことによって、ご本人の病状が正確に病院の中でしっかり伝わっているのかなと思う事例が幾つかありました。

今後、この施策推進協議会の中に部会を設置して検討されるという中で、ぜひ、私の場合、精神科病院だけですけれども、そのほかの病棟、病院でもあるのかもしれませんが、適切な医療がその方に届いているのかどうかというところでは、情報がきちんとご本人に伝わったり、お医者さんに伝わっているのかというところの確認も必要かなと思うことがありますので、ぜひそんなこともご検討いただければありがたいかなというの

を意見とさせていただきたいので発言しました。

○佐藤会長 わかりました。ありがとうございました。では、それは聞きとめておくというところでよろしいですか。

それでは、時間になりました。協議会は今後も継続してあるんですね。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 次回、この夏ごろにまたなろうかと思いますが、またあらかじめ皆様にご都合をお聞きした上で日程を調整したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 今日の施策推進協議会、議事、全て終了いたしましたので、事務局へお返ししますので、よろしくお願い致します。

○樋口障がい福祉幹 佐藤会長さん並びに委員の皆様には、大変長時間にわたりましてご熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、岸田障がい者支援課長から一言、ごあいさつを申し上げます。

○岸田障がい者支援課長 皆さん、今日は少し盛りだくさんでしたので時間が少し厳しかったかなということで反省しておりますけれども、本当にご熱心に議論していただき、ありがとうございました。

そして、この会議次第の頭であります会議事項の、特に福祉のまちづくり条例の改正、こちらはパーキング・パーミットはもう4月から早速実施ということで準備をされているということのようでございます。それから、手話言語条例につきましては、この議会で可決されますと、速やかに手話の普及等のほうの事業等を実施していくような運びになるわけであります。

また、障害者差別解消法につきましては、障害者の雇用促進法の改正もございましてけれども、こちらのほうにつきましても4月1日から施行ということで、新しい基準がスタートするということとございます。また夏ごろに次回の協議会を開催するということとございますので、その進捗等その辺の経過も踏まえて、また皆さんのほうから積極的なご指導、ご意見をいただければというふうに思っております。

本当に今日はありがとうございました。

5 閉 会

○樋口障がい福祉幹 以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。